

# 議案第1号

## 公有水面の埋立てについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、新居浜港港湾管理者から次の公有水面埋立てについて意見を求められたので、異議のない旨の意見を述べるものとする。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

### 1 埋立免許出願人

新居浜港務局

新居浜市繁本町3番5号

代表者 新居浜港務局委員会委員長 寺田 政則

### 2 埋立区域

#### (1) 位置

新居浜市大江町甲1532番11から同市西町甲955番5までの地先公有水面

#### (2) 面積

9,991.81平方メートル

### 3 埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 位置

新居浜市大江町甲1544番から同市西町甲955番6までの地先公有水面及び陸域

#### (2) 面積

51,425.49平方メートル

4 埋立地の用途

化学工業用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手の日から3年以内

6 埋立地の利用計画概要

(1) 道路用地

特定通路の確保のため、道路用地を造成する。

(2) 駐車場用地

生産設備の増強に係る用地の確保のため、駐車場用地を造成する。

(3) 緑地

分離遮断機能及び環境保全機能の確保のため、緑地を造成する。

(4) 護岸敷

埋立地の外郭施設として、護岸敷を造成する。

提案理由

公有水面埋立法第3条第4項の規定により、公有水面埋立てに係る意見を述べることにつき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）抜粋

[書面等の縦覧及び意見の徴取]

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2、3 （省 略）

4 市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

港湾法（昭和25年法律第218号）抜粋

（他の法令との関係）

第58条 （省 略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3、4 （省 略）

# 公有水面埋立位置図

